

### 懇談テーマ1

#### ① 小学校西側団地内洪水対策について

ハザードマップの設定基準と発生時の優先度はあるのか。今後のハザードマップの掲載や洪水恒久対策について市の考えは。

#### ② 防災倉庫の備品について

冬でも使える発電機の貸与を考えていただきたい。

### 【回答】

① 2019年の台風19号については、市内各地で床下浸水が発生したり、蛇尾川の堤防が決壊するなど、激甚災害の指定となる大きな被害をもたらしました。

団地内の浸水については西側に位置する水路から溢水をして団地内に流入したと思われませんが、相当な雨量と水路にたまる稲ワラなどが水の流れを阻害し、団地内の低い箇所流れ込んだためと考えられています。当時は消防ポンプ自動車による排水をして対応していましたが追いつかない状況でした。

洪水ハザードマップに掲載される浸水リスク、想定の対象については、県と国が管理する河川の浸水想定が対象であるため、当該水路にかかる浸水リスクなどはハザードマップに掲載されることはありません。

しかしながら、災害発生時の人命救助や災害対応の優先度はハザードマップで決まるものではありませんので、現場の状況によって判断をしており、これからもそのように対応いたします。

西側団地内の恒久的な洪水対策については、団地内西側水路からの溢水被害を解消できるように、今年度から水路に流れ込む流域の調査や、効果的な対応を検討するための測量等を実施する予定ですので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

② 防災倉庫の備品、エネポと呼ばれる発電機について、一般的に使用されているカセットコンロ用のガス、液化ブタンは、沸点がマイナス0.5度であるため、0度付近、冬場はうまく気化しないことがあります。

マイナス12度でもガスが気化する「トーホーハンディガスゴールド」という製品がありまして、寒冷時でも使用が可能かと思えます。

一度発電機の内部が温まると、通常使用しているノーマルガスに戻しても問題なく使用できるとのことですので、値段が1本300円程度ですが、こちらの備え付けのご検討をお願いしたいと思えます。

なお、量販店を調べたところ、夏場は置いておらず、冬場になると入荷するということがありますので、時期に合わせて危機管理課から各自治会長の皆様に改めてお知らせをしたいと思います。

### 懇談テーマ1（再質問）

回答で測量を実施するとあるが、その後どのように持っていくのか、市民に説明が不透明な状態になるので、もう一度しっかりと回答が欲しい。

#### 【回答】

今年度はとりあえず測量、調査、設計をして、その結果を踏まえて、対策が有効に機能するかどうかというのを検討させていただいて、その次の実施段階に移らせていただきたいと思います。具体的な対策は今の段階では決まっています。

### 懇談テーマ2

防犯灯について、防犯灯の設置数を自治会の規模にあわせて増やせないか。

#### 【回答】

防犯灯について、他の自治体の例を申し上げますと、那須塩原市では防犯灯を自治会が管理していて、電気料金の半分を市から補助するという形をとっています。

本市でも以前は同様の制度でありましたが、平成20年度から全て市が管理するように移管しまして、電気料金も全額市が負担といたしました。現在、年間約2,500から2,600万円くらいの経費がかかっており、これ以上経費を増やすことが非常に厳しいため、新規設置の要望に応えられない状況にあります。

防犯灯の設置要望については各自治会から多数ありまして、一昨年度から、各自治会単位で要望を受け付けて、現場を確認して予算の範囲内において、各自治会1基かつ児童・生徒の通学路限定で受け付けをいたしました。

現在、市の管理している防犯灯が7,400基あり、その中には必要性が低くなったもの、例えば防犯灯と道路照明が一緒にあるようなところもありますので、そのようなものを撤去して、自治会によっては移設で対応していただいたところも複数あります。

移設の改善が必要な状況にありますので、今後も当面の間はこれらの方法で対応して、自治会の規模ではなく、条件の範囲内において必要な場所に設置できるよう対応していきたいと考えています。

また、高校生の通学ですが、日が暮れるのが早い時期については、学校に協力を要請して、暗くなる前の帰宅や家族による送迎、通学路等の変更やバスによる通学等で対応するしかできない状況にありますので、それらをお願いしたいと考えています。

### 懇談テーマ3

道路整備について

- ① たびたび補修を依頼している道路の穴について、今後どうしたらよいか。
- ② 県道 72 号や、県道 342 号など、道路が狭く歩道が無いところがあり、歩道を設置して欲しい。

## 【回答】

①道路の補修箇所が非常に多すぎるという問題については、その通りでありますので、今後検討させていただきます。

道路の穴ぼこ補修を繰り返している箇所の今後の進め方についてですが、道路の穴ぼこについては、パトロールや皆様方のご連絡などにより随時対応しているところですが、補修した後に雨量の多い日があると補修材が剥がれる場合があります。同じ箇所でも補修されている箇所については、補修材ではなく加熱合材での対応を順次行っていますので、そのような箇所があれば道路課にご連絡くださるようお願いいたします。

また、梅雨時期や台風時期など雨量が多くなる時期については、パトロールを強化し早期に対応するよう努めていきます。

②県道大田原芦野線（72号）及び県道中田原寒井線（342号）の歩道整備については、両路線とも車道幅が狭く、通学路ではありますが歩道は未整備であり、朝夕の時間帯では交通量が増加し、歩行者等が危険な状況であることは市としても認識をしており、道路管理者である栃木県大田原土木事務所に歩道整備の要望を行っているところです。

県道大田原芦野線について確認したところ、羽田沼入口付近から那須塩原市境までの区間は、令和3年度まで路肩拡幅での対応を行ったところであり、歩道設置については通行状況や整備優先度を勘案しながら検討していくとのことでした。

次に、県道中田原寒井線について確認したところ、市野沢小学校入口付の未改良区間については、令和2年度から歩道整備の事業に着手をしており、令和4年度は用地測量を実施する予定とのことでした。

また、小滝公民館東側から小滝苑までの区間についても、令和2年度から工事に着手しており、令和4年度は用地取得及び工事を実施していくとのことでした。

市では、両路線の歩道整備について、今後も要望していきます。

## 懇談テーマ4

奥沢地内の大量土砂搬入後の土砂成分調査、撤去等の対応について、早急に土砂成分検査、或いは土砂の撤去等の処置を実施するのか、市の考えを伺いたい。

## 【回答】

土砂の安全性については、12月17日に事業主から購入している土砂の検査結果が市に提出されており、基準値を超えていないことを確認しています。

また、周辺住民から「堆積している土砂に放射性物質が含まれているのではないかと」相談があったことから、2月3日に空間線量を計測していますが、基準値以下であることを確認しています。

周辺住民の皆様が当該地に堆積している土砂の安全性に不安を持たれていることについては、土壌検査を実施するよう事業主に働きかけているところですが、検査を行う様

子が見られないことから、6月13日に市で土壌検査を実施し、6月28日に結果が出ています。

検査結果については、土砂条例に規定する土地利用の目的が農用地である場合に検査しなければならない銅とヒ素を加えた31項目について安全基準を下回る結果でしたが、今年3月に条例改正した際に新たに検査項目に追加した水素イオン濃度指数、一般的にペーハー（p h）と呼ばれるものについては、上限値を9に設定しているところ、11.2と基準を上回る結果が検出されています。

周辺の農地等への影響について、那須農業振興事務所に確認したところ、直ちに影響はないと思われるとのことでした。

この水素イオン濃度指数については、栃木県や県内の多くの市町の土砂条例では、検査項目に規定していない項目ですが、本市では安全基準を強化すべく条例改正したところですので、適切に指導を行っていきませんが、土砂の撤去については、法令上、市が直ちに撤去することは困難と考えています。

条例上、措置命令の期限までに撤去が行われない場合、弁明の機会を設けた後、事業主の住所、氏名を公表すると共に、土砂を撤去するよう指導を継続していくこととなりますが、最終的には刑事告発も視野に考えています。刑事告発した場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科されることとなりますが、搬入された土砂の撤去はあくまで事業主若しくは土地所有者が行うべきものであるため、市といたしましては、刑が科された後も全量撤去するよう指導を継続していくとともに、崩落の危険等について、随時、確認を行っていきますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### **懇談テーマ4（再質問）**

撤去等は条例上できない、困難であるという話だが、地元議員の話によると市の「土木課」で7月いっぱい撤去するという話も伺っているが。

#### **【回答1】**

把握していないため、戻りまして確認をして、回答させていただきます。

#### **【回答2】**

「土木課」というところは定かではないが、行政からの命令ということで、事業者の方に期間を7月末で全量撤去しなさいという命令を出しています。

7月末が期限として行政指導を行っているところです。また、7月末で全量撤去されない場合、撤去の行動も起こさない場合には、さらに刑事訴訟も含めてやっていこうと思っています。

ただ、指導して、弁明させて、実際に行動を行わせるという段階を踏んで行かなければならないものですから、早急に市が全量撤去するという約束はできないというところです。

#### 懇談テーマ4（再質問）

水素イオンのペーハー（p h）がかなり基準を上回っているということだが、土砂の撤去を措置命令しても業者が撤去をしなかった場合、いつまであれを放置しておくのか。

#### 【回答】

水素イオンが高いというのは、運び込まれた土砂が改良土であるということが言えると思います。

改良土というのは、実際にはアルカリ性の石灰等を混ぜて安定した固くなる土に変えるというところで、新しい条例では改良土の持ち込みも許可しないという改正を行ったところですが、今回の部分については条例改正の前に運び込まれたというところもありますが、改良土が運び込まれている可能性があると思っています。

⇒生活環境課補足事項：改良土については、条例改正により産業廃棄物として処理しなければならない、いわゆる「改良土」については搬入禁止となりましたが、有価物として取り引きされている改良土については搬入可能となっています。

今回の部分については、条例改正前に搬入されたこともあります。事業主は有価物として取り引きされている改良土を購入し、搬入していると主張しています。水素イオン濃度指数が強いアルカリ性となっているのは、そのためと思われます。

アルカリ性が強いということでしたので、那須農業振興事務所にその影響を確認したところ、すぐに影響が出るものではないという確認を得ました。

ただ、早急にいつまでに撤去というのは、7月末を期限として指導を行っているところですので、その後については事業主の出方によって対応していくことになります。

早急にというところが難しいのですが、引き続き指導をしていきますのでご理解をいただければと思っています。

#### 懇談テーマ5

イトヨ生息地の乱獲防止と河川環境改善について

- ①他県車両の方がイトヨを獲っているので、対応策を講じる必要があると思われる。
- ②おかんじち川の川底の泥上げの整備を希望する。

#### 【回答】

①昨年度、市野沢自治会長ほか2名の方とイトヨ生息地の保護活動の一環として、注意看板の設置を決定し、今年度、設置に向けた準備を進めています。今後も地元自治会と連携し、注意喚起など必要な対策を進めていきます。

看板については既に発注しておりまして、8月中には設置が完了できると思います。

②川底の泥上げについては、養魚場との関連もありますので、地元の方々に立会いをしていただき、泥上げの必要な箇所を確認した後に対応していきたいと考えていますので、

ご協力くださいますようお願いいたします。

## 懇談テーマ6

ヤングケアラーサポートについて

市としてヤングケアラー実態調査を実施する計画はあるか、また、ヤングケアラーへの支援についての市の考えは。

### 【回答】

ヤングケアラーとは、法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

年齢等に見合わない重い責任や負担を負うことで、本当なら享受できたはずの勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人との他愛ない時間など、これらの「子どもとしての時間」と引き換えに、やむを得ず家事や家族の世話をし、学業をあきらめてしまうことが社会的に大きく問題視されています。

ヤングケアラーは、家庭内での問題であることから、早期発見や把握が難しいという課題があります。

本市においては、学校や教育支援センター等の関係機関が連携し、普段から児童生徒の様子に目を配るとともに、適宜、教育相談やアンケート調査を実施するなどの対応を行っているところです。

その結果、学校との協議を経て、家庭環境がその子どもの成長に悪影響を及ぼすと懸念される場合には、子ども幸福課が調査等を行い、必要に応じた支援策を協議し、対応等を講じている所であります。

また、今年度、栃木県は、対象者（小学6年生、中学2年生、高校2年生）を絞り、ヤングケアラーの実態調査を実施し、その上で何ができるかを検討していくとしています。

本市といたしましても、栃木県の調査結果を踏まえ、県や関係機関と十分に連携しながら、今後更に、何ができるのかについて、検討していきたいと考えています。

## 懇談テーマ7

高齢者対策、医療、福祉について

敬老会の市助成対象年齢、助成金を元に戻していただきたい。

### 【回答】

敬老会補助金については、自治会、自治公民館等の団体等が開催する「敬老会事業」に対する補助金であります。

敬老会補助金の対象年齢の引き上げ及び1人あたりの単価の引き下げについては、令和2年度から実施していますが、その背景としては、今後ますます進む団塊の世代の高齢化、人口減少、特に生産人口の減少等による厳しい財政難があります。

そうした中、ご質問の敬老事業の事業費については、高齢者数に比例して年々増加し

ており、令和元年度の敬老会事業費補助金は、市全体で2,862万9千円でありましたが、令和7年度には約3,500万円、令和12年度には約4,000万円を超えるとの試算となったため、事業費の増加を抑制する必要性が生じ、対象年齢の75歳から80歳への引き上げと、1人当たりの単価の3,000円から2,000円への引き下げを実施することとなりました。なお、令和7年度までは、激変緩和措置として、対象年齢を1歳ずつ引き上げています。

高齢者施策においては、今後の高齢化率の上昇、特に団塊の世代が後期高齢者に達する令和7年以降、介護サービスや生活支援サービス等の社会保障に関わる経費が非常に多くかかることが予測されます。こういった経費を削減するわけにはいきませんので、限られた予算の中で事業によって優先順位をつける必要性についてはご理解いただきたいと思います。

また、「敬老会事業」の考え方については、令和元年度までは、「祝賀会や茶話会」など地域の高齢者を招いて開催するもののみを補助の対象としておりましたが、新型コロナウイルス感染症が拡大してきました令和2年度からは、この解釈を広げ、「記念品の配布のみでも補助の対象とする」こととしています。参考までであります。現時点では、令和4年度の申請をしている自治会等のうち約60%の団体が、「記念品の配布のみ」としており、敬老会事業の実施方法の見直しをしていることが伺えます。

以上の補助金制度の変更により、「敬老会事業」の開催について皆様にご苦勞をおかけしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

#### **懇談テーマ7（意見）**

現在、市から補助をいただいている敬老者が26名おり、今年度75歳になる方が6名いるが、その方は対象外になる。楽しみにしている方もいることを鑑みて、当自治会では今年度から75歳を迎えた6名の方に3,000円の商品券を配るという決定をした。

#### **【回答】**

意見のため回答なし

#### **懇談テーマ7（意見）**

敬老会の補助金については、市の財政が厳しいということで理解はしているが、年齢の引き上げについては再考いただけないか。

自治会で説明はするが、地元の方は楽しみにしているような状況にあるため、地元負担が多くなるが、自治会独自に対象としている。

令和7年まで毎年1歳ずつ引き上げていくことについては、今後再検討をお願いできればと思う。結局のところ今回対象にならなかった方は、毎年毎年引き上げられていくので、80歳になるまで対象にならないことになり、地元の高齢者の方に不公平感が出てくるかと思う。

#### **【回答】**

意見のため回答なし

## 懇談テーマ8

大田原市が力を入れているスポーツについて伺いたい。(相撲、ソフトボール等)

### 【回答】

大田原市は、昭和55年の栃の葉国体時に、旧大田原市がソフトボール、旧黒羽町が相撲の会場であったことから、この2競技はレガシーとして、現在まで本市においては盛んに市民の皆様が親しまれているスポーツと認識しています。

ソフトボール競技は競技団体が率先して、JDリーグや全日本総合女子選手権などの大きな大会を開催しています。相撲は、「相撲によるまちづくり実行委員会」が組織され、国体強化選手の指定などを行ってきました。

この2競技に加えて、本年のいちご一会とちぎ国体では、バドミントン競技が開催されることから、ソフトボールや相撲のように本市に根付いたスポーツとなることを期待しています。

そのほか、多くのゴルフ場を有していることから、「ゴルフのまちづくり実行委員会」が組織されており、各種ゴルフ大会やゴルフ教室を開催しゴルフ愛好者の拡大に努めています。

また、宇都宮ブルックスや栃木SC、那須ブラーゼンとは、それぞれ相互応援協定を締結しており、教室などを開催しています。

## 懇談テーマ8 (意見)

できれば全国的に広められるような、ゴルフの大会であればテレビ中継がされるようなトーナメントや、相撲も何年か前に巡業が県北体育館に来たように、全国的に知られるような活動をしていただけたらと思う。

### 【回答】

意見のため回答なし

## 懇談テーマ9

旧黒羽刑務所跡地の利活用について、市の考えを伺いたい。

### 【回答】

旧黒羽刑務所は、令和4年3月31日をもって閉庁いたしました。その跡地については引き続き法務省が土地建物を所有・管理することとなり、現在は喜連川社会復帰促進センターが跡地の管理を行っています。

市では、旧黒羽刑務所跡地の利活用について、法務省と数度にわたり意見交換を行い、企業誘致など地元の雇用や地域活性化につながる利活用がなされるよう要望をしてまいりました。



本年度になり、法務省が利活用事業者の公募を令和4年5月30日から6月3日までを提出期間として実施しました。

公募の結果が公表され、釣り具製造事業者である那須ダイワ株式会社を所有するグローブライド株式会社が利活用事業者として選定され、工場としての利活用が予定されています。

グローブライド株式会社は、釣具の他にも、ゴルフ用品・テニス用品・自転車等、スポーツ用品の製造・販売を行っている会社です。

現在は、9月1日からの事業実施に向けて、国と事業者の間で必要な手続きが進められていると聞いています。今回公募されたのが敷地の20ヘクタールのうちの一部という条件でしたので、まだ空いている施設も今後利活用が進められる可能性がありますので、引き続き新たな雇用につながる企業誘致などを念頭に、地域活性化につながるような利活用策を法務省に対して要望すると共に、管理を行う喜連川社会復帰促進センターと緊密な情報交換を行っていきたいと考えています。

### 懇談テーマ10

市営中田原団地の排水処理について

- ①県道大田原芦野線から中田原団地にかけての公共下水道工事の計画について
- ②中田原団地トイレの水洗化（環境基本計画、排水処理計画）について
- ③「大田原市公共施設個別施設計画」に関連した市営中田原団地の解体工事、長寿命化のための改修工事の実施について
- ④生活弱者、災害被災者への住宅提供について

### 【回答】

①中田原地区の下水道については、大田原第2処理分区として管渠整備を行っています。

大田原第2処理分区については、整備面積が広く工事箇所が散在してしまい、集中して工事を進められない状況が続いています。

県営住宅周辺については先に整備が進んでいますが、ご質問いただいた箇所についても、県道から巻川までの区間におきましては早期の工事着手を目指しています。

また、巻川から市営住宅の区間については、現在の市営住宅に合わせた下水道整備が適切かという判断が難しい状況であり、今後の市営住宅の動向を確認しながら工事内容や施工時期を検討していきます。

②中田原団地については、昭和45年から53年に建てられたもので、現在、管理戸数38棟、151戸のうち入居戸数113戸、入居率74.8%となっています。

トイレは現在汲み取り式となっており、水洗化をする場合、大規模な上下水設備工事及び居住部分の改修が必要であり、また工事期間中の居住の確保等による経費と合わせて工事費用が高額となることや、改修に伴う上下水道料金及び家賃の増加により、入居者負担の増加も見込まれます。

また、現在の市営住宅は耐用年数を大幅に超過し、将来、取壊しが必要となることから水洗化は考えておりません。

③中田原団地は、老朽化が進んでいく中で、大田原市公共施設個別施設計画に基づいて、公営住宅の適正な供給総量を検討し、今後の解体計画を決定していきます。

長寿命化計画では、定期的な点検を実施し、入居者の入退去時にあわせ、内装、内装下地及び設備機器等の修繕を行いながら適正な維持管理に努めていきます。

④市営住宅は、住宅セーフティネットの観点から住宅弱者への居住の安定が確保されるよう努めていきます。災害被災者については、災害被災者市営住宅等入居事務取扱要綱に基づき、住宅に困窮している被災者を支援していきます。

#### **懇談テーマ10（再質問）**

生活排水の排水処理施設から巻川に放流しているが、特に夏季において悪臭がする状況である。2月頃にこの処理施設の清掃をしていると思うが、年複数回、処理施設の清掃をお願いしたい。

また、あそこに集会場があり、浄化槽の管理経費を自治会で負担している。入居者に高齢者が多く、浄化槽の管理費の負担まで自治会費で充てるということになると、自治会費が高額になる。

こういった理由で自治会を脱会したり、年度当初に未加入になる方が非常に最近増えていて、自治会員が急激に減っており、自治会の運営そのものが危ぶまれるということになるため、市でお考えいただきたい。

#### **【回答】**

会議時間の都合により、会場での回答省略。